

令和2年度入学時授業料減免制度、及び二年次授業料減免制度

実施要項

1. 授業料減免の減免額と採用数

(1) 入学時

減免種類	減免額	採用数の目安
A減免	100,000円	応募資格を満たす者のうち支援の必要の高いと認められる者のうち、最大10名

(2) 二年次

減免種類	減免額	採用数の目安
A 減免	100,000円	応募資格を満たす者のうち支援の必要の高いと認められる者のうち、最大5名

※ ただし、表中の人数は入学定員100名に対しての採用数なので、実際の採用数と異なる場合がある。

2. 応募資格

令和2年度入学時授業料減免制度の応募資格は以下の(1)～(5)の全てを満たす者とする。

- (1) 本学の建学の精神、3ポリシーを理解し、本学での修学に意欲的に望むことが約束できる者
- (2) 本学への入学に際し、経済的に困難で修学支援が必要な者
- (3) 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料減免）の支援を受けない者
- (4) 令和2年度の授業料等を所定の期日までに納付した者
- (5) 下記「3」に定める家計基準を満たす者

令和2年度二年次授業料減免制度の応募資格は以下の(1)～(5)の全てを満たす者とする。

- (1) 学則に定める一年次の専門教育科目の必修科目の単位すべてを修得した者
- (2) 本学への在学に際し、経済的に困難で修学支援が必要な者
- (3) 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料減免）の支援を受けない者
- (4) 令和2年度の授業料等を所定の期日までに納付した者
- (5) 下記「3」に定める家計基準を満たす者

3. 家計基準 — 主たる家計支持者の直近1年の支払金額・所得の目安 —
入学時授業料減免制度、及び二年次授業料減免制度 共通

	社会人特別入試以外で合格 の場合（保護者）	社会人特別入試で合格の場合 （本人または配偶者）
給与所得者の場合 （源泉徴収票の支払金額）	6,000,000円以下	3,375,000円以下
給与所得者以外の場合 （確定申告等の所得金額）	2,510,000円以下	1,875,000円以下

- ・ 支援対象者として判定する際の家計基準は、社会人特別入試での入学者と社会人特別入試以外での入学者で異なる。
- ・ 保護者のうち、給与所得、収入の高い者を主たる家計支持者とし、家計基準に照らし採用を決定する。保護者が父母でない場合は、代わって家計を支えている者の収入金額とする。
- ・ 社会人特別入試での入学者で、減免申請手続きをする者は、本人、または配偶者の収入金額とする。

4. 手続き、授業料減免の方法について

以下の（1）～（3）の順に手続き、還付をする。

- （1）「5. 提出書類、注意事項等」に示した書類を教務課または入試課に提出する。

申請締め切りは、**令和2年9月11日（金）**

- （2）減免対象者の決定と採用通知

令和2年9月30日（水）までに郵送で結果を通知する。

- （3）授業料減免の方法

- （1）4月に授業料一括納入をした者

減免決定通知後、100,000円を申請時に希望した口座に振り込むことで還付する。

振込手数料は、減免対象者自身が負担する。

- （2）4月に授業料分納とした者

次の①、②のうちか、申請時に選択した還付・減免方法で実施する。

- ① 減免決定通知後、4月納入の授業料の減免額にあたる50,000円を口座に振り込むことで還付をする。また、減免額残金の50,000円は10月20日までに納入する授業料から相殺する。振込手数料は、減免対象者自身が負担する。

- ② 減免決定通知後、4月納入の授業料の減免額の還付は受けず、10月納入分の授業料から減免額100,000円を差し引いた額（260,000円）を納入する。**振込手数料は、減免対象者自身が負担する。**

5. 提出書類、注意事項等

入学時授業料減免申請書

世帯全体※1の直近一年間の所得を証明する書類

給与所得者の場合 直近(令和元年12月又は令和2年1月)に発行された源泉徴収票(写し)

給与所得者の以外場合 直近(令和2年2月又は3月)に提出した確定申告書第一表と第二表(写し)、税務署の収受付印のあるもの

給与所得に加え給与所得以外の所得がある場合

直近に発行された源泉徴収票(写し)と確定申告書第一表と第二表(写し)。確定申告書は、税務署の収受付印のあるもの

※1 世帯全体とは、世帯の中で収入のある者全員を示す。

例 ・保護者二人の世帯は、保護者それぞれの書類を必要とする。

例 ・社会人特別入試での入学者で、配偶者がある場合は、本人と配偶者の書類を必要とする。

※2 「直近一年間の所得を証明する書類」が整わない場合は、入試課まで相談のこと。